

「医・科学スタッフサポート事業」実施要項

1 目的

東北総合体育大会及び国民体育大会（本大会、冬季大会）に出場する選手を医・科学的側面からサポートするため、青森県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）において、医・科学スタッフの帯同に係る経費を負担し、競技団体への医・科学スタッフの帯同を促進する。

2 対象競技

国民体育大会正式競技種目団体（41団体）

3 対象大会

東北総合体育大会、国民体育大会（本大会、冬季大会）

4 医・科学スタッフ

原則として、日本スポーツ協会公認のスポーツドクター又はアスレティックトレーナー資格を有する者とする。

ただし、同資格を有する者の帯同が難しい場合は、これに準ずる者（スポーツドクター：一般整形外科医等、アスレティックトレーナー：柔道整復師、理学療法士等）とする。

5 対象経費

医・科学スタッフの帯同に係る謝金及び旅費

	謝金（1日当たり）	旅費
スポーツドクター	50,000円	対策本部の規程に基づき支給する。
アスレティックトレーナー	10,000円	

※ 謝金の支給対象日は、帯同期間中とし、移動日のみの日は除く。

6 申請方法

- (1) 医・科学スタッフの帯同を希望する競技団体は、希望調査書（様式1）を対策本部に提出する。
- (2) 対策本部は、競技団体からの希望を集約し、内定通知を競技団体に送付する。
- (3) 内定通知を受領した競技団体は、医・科学スタッフに対し各大会への帯同を依頼し、医・科学スタッフから承諾書（様式2）を受領する。

- (4) 競技団体は、申請書（様式3）に承諾書（様式2）及び大会日程が確認できるもの（開催要項等）を添付して対策本部に提出する。
- (5) 対策本部は、決定通知を競技団体に送付する。
- (6) 競技団体は、事業実施後2週間以内に実績報告書（様式4）を対策本部に提出する。
- (7) 対策本部は、実績報告書を確認した後、医・科学スタッフの謝金及び旅費を医・科学スタッフ本人に対し支払う。

7 その他

- (1) 本事業により帯同する医・科学スタッフは、東北総合体育大会、国民体育大会（本大会、冬季大会）それぞれの大会において、1競技につきスポーツドクター又はアスレティックトレーナーのいずれか1名とする。
なお、複数種目のある競技については、種目ごとに対象とする。（例えば、スキー競技におけるアルペン、ノルディック、ジャンプはそれぞれの種目ごとに対象とする。）
- (2) 事業実施の希望が多数の場合は、過去の実績、ヒアリング等により、対策本部において予算の範囲内で対象競技の選定を行う。